



### 第3章 施策の展開



市の花 萩

秋の七草のひとつで市内の野山に多く自生しています。偕楽園の萩まつりでは、初秋を彩る花の風情が親しまれています。



## 第1節 計画の目標

### 1 目指すべき環境像

水戸は、那珂川をはじめ大小様々な河川が市内を流れ、その地名の由来のとおり水の豊かなまちです。

市の中心部には、多くの市民の憩いの場となっている千波湖とその周辺の緑地、さらには梅の名所である偕楽園があります。この千波湖と周辺に広がる緑地の自然的な魅力や、偕楽園などの歴史的資源とまちとの調和は、水戸市の大きな特徴です。

また、郊外に広がる田園地帯や森林は緑の象徴であり、多様な生物を育んでいます。

私たちの暮らしは、このような豊かな水と緑に支えられてきました。しかし、現代の生活や社会経済活動から生じる環境への負荷は、身のまわりから地球規模にまで広い範囲に及んでおり、結果として生じる様々な環境問題の影響は、将来の世代への負担となっていくことが懸念されています。

そこで、私たちの生活が、この水戸の水と緑に支えられてきたことを再認識し、環境を守っていくのは、まず私たち一人一人という意識を共有し、バランスを失いつつある環境の保全にみんなで行き届くため、以下のように目指すべき環境像を定めます。

#### 目指すべき環境像

**豊かな水と緑をみんなで作る  
未来へつなぐまち 水戸**

## 2 7つの施策の環境目標

環境像の実現を目指すに当たり、水戸市の環境を取り巻く動きを改めて見渡すと、地球環境問題から地域の課題に至るまで、複雑さ、深刻さを増しつつあることがわかります。

これらの現状を踏まえた上で、水戸市の風土の根幹をなす環境を守り、育て、次世代へ引き継ぐため、7つの分野について、それぞれの施策を進めるに当たっての環境目標を定めました。

### 環境目標

## 1

### 地球温暖化の防止

地球規模の気候変動は、異常気象の多発や食糧生産への影響のほか、生態系、人の健康などにも影響を及ぼす大きな問題であり、その対策は、創エネ・省エネの推進や、低炭素なまちづくりなど、市民生活に深く関わる取組が重要です。

本市においても温室効果ガスの排出を抑制する取組を進め、持続可能な社会の構築を図ります。

### 環境目標

## 2

### 循環型社会の構築

世界的な規模で資源消費が急増しているなか、限られた資源を有効に利用していく社会の構築が求められていることから、ごみの発生抑制及びリサイクルによる資源の循環を推進します。

### 環境目標

## 3

### 親しまれる河川・湖沼づくり

本市には、那珂川や千波湖をはじめとして、水の都と呼ばれるにふさわしい多くの河川・湖沼が存在します。これらについては、水質の浄化を図りながら、より市民に親しまれる水辺環境の創出を図ります。

環境目標

4

自然環境の保全と共生

自然の中で生きる生物の多様性は、人間の生存基盤ともなっている自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続的な利用を図っていくための基本的な要素です。

本市の自然的特性を踏まえ、生物多様性を保全していくため、自然と共生する社会の構築を図ります。

環境目標

5

良好な生活環境の確保

健康で安全・安心な生活のためには、良好な大気・水・土壌環境を保全していくとともに、騒音・振動・悪臭問題等を未然に防止することが重要です。東日本大震災に伴って発生した原発事故による放射性物質の拡散などといった問題も踏まえながら、これらに適切に対応し、良好な生活環境の確保を図ります。

環境目標

6

快適な環境の保全・創出

偕楽園や弘道館、芸術館などの歴史的・文化的な資源を有するまちなみは、特色ある景観を形成しています。これらの価値を維持・向上させるとともに、市民が快適な暮らしを送るために、清潔で緑豊かな美しい環境の保全を図ります。

環境目標

7

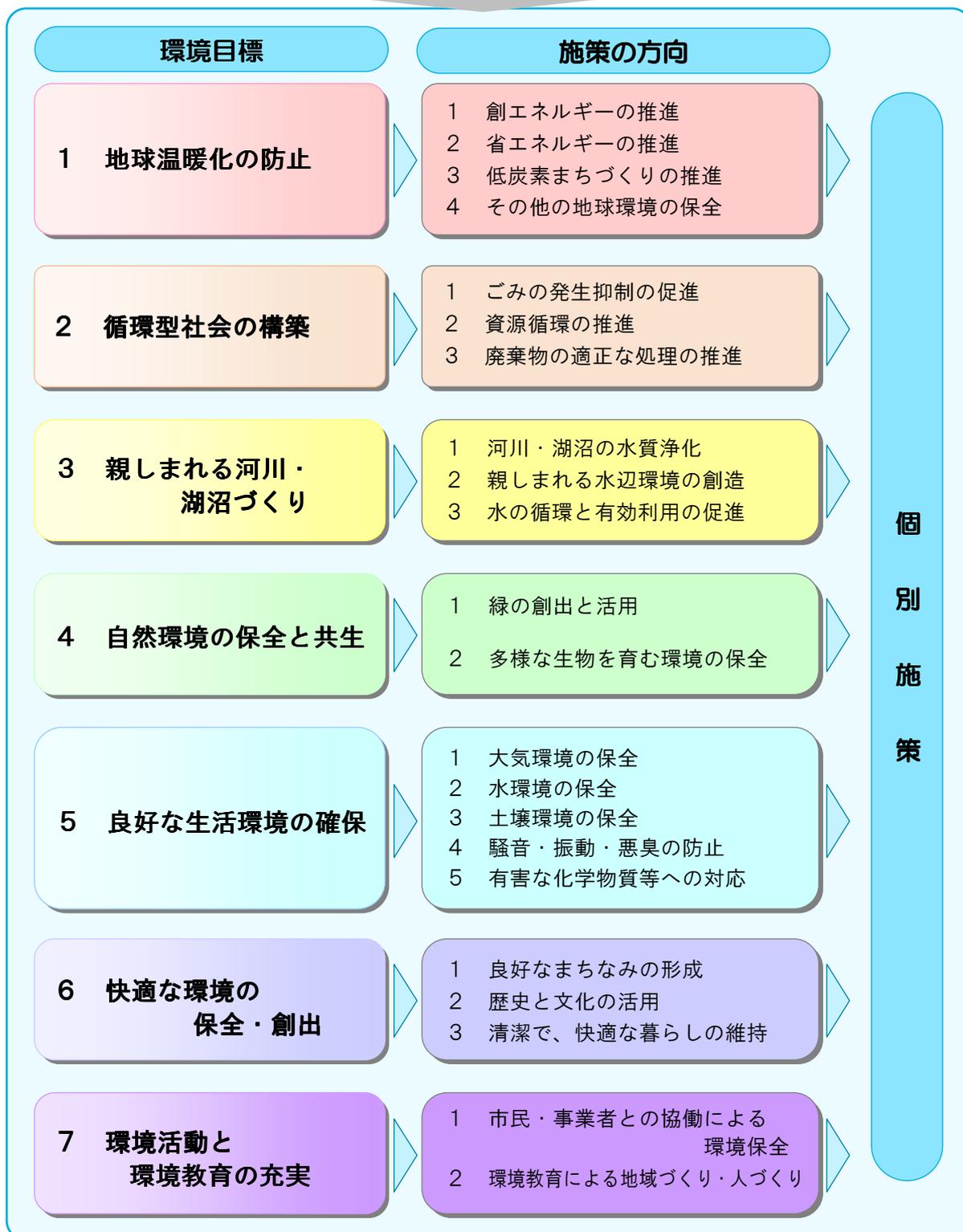
環境活動と環境教育の充実

住みやすい環境には、市民のコミュニティ活動やボランティア活動など、人のふれあいや思いやりが大切です。また、環境保全の大切さを理解し、実践することは、自らが将来豊かな環境からの恩恵を受けるためにも必要となることから、市民の環境活動と環境教育の充実を図ります。

### 3 計画の構成

#### 目指すべき環境像

豊かな水と緑をみんなでつくる  
未来へつなぐまち 水戸



## 第2節 施策の方向

環境目標

### 1

## 地球温暖化の防止

地球規模の気候変動は、異常気象の多発や食糧生産への影響のほか、生態系、人の健康などにも影響を及ぼす大きな問題であり、その対策は、創エネ・省エネの推進や、低炭素なまちづくりなど、市民生活に深く関わる取組が重要です。

本市においても温室効果ガスの排出を抑制する取組を進め、持続可能な社会の構築を図ります。

### 課題

これまで水戸市では、市の事務事業を対象とした「市役所エコプラン」に基づく取組のほか、市民の省エネの促進、意識啓発に努めてきました。2012（平成24）年には「水戸市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市域全体での温室効果ガス排出を2020（平成32）年までに1990（平成2）年比15%削減という目標を定め、さらなる取組を進めています。

市域から排出される温室効果ガスは、車社会を反映し自動車から排出されるものが最も大きな割合を占めているほか、家庭や事業所といった電気を多く使用する分野の割合が高くなっているなど、市民の生活に密着した部分での排出量が多いのが特徴です。

そのため、温室効果ガスの排出を削減するためには、一人一人の身近な取組が重要であり、市民・事業者・行政が一体となって、省エネや再生可能エネルギーの導入、交通や土地利用を環境負荷の低いものに転換していくなど、ライフスタイル等の見直しが求められています。

## 1 創エネルギーの推進

持続可能な社会を構築するためには、地球温暖化防止に努め、化石燃料への依存から再生可能エネルギーへの転換を図る必要があります。そのため、太陽光などによるエネルギーの利用を積極的に進めていきます。

### 【行政の行動指針】

#### ○太陽エネルギーの利用促進

主な取組	内容
太陽光発電等の導入の促進	住宅への太陽光発電の設置助成をはじめ、設備・機器に関する情報提供を行うなど、太陽光発電及び太陽熱利用を促進します。
公共施設等への太陽光発電の導入	市民センターなどの公共施設等へ太陽光発電システムを積極的に導入します。また、導入に当たっては、市有財産の貸付による民間活力の利用も視野に入れながら、有効な方法を検討していきます。

主な取組	内容
メガソーラーみと発電所による普及促進	市内に設置されている太陽光発電を仮定の「メガソーラーみと発電所」とし、発電容量や設置した方の声、具体的なメリットなどの情報を随時公表していく取組により、太陽光発電の普及促進を図ります。

### ○未利用エネルギーの利用推進

主な取組	内容
新エネルギー利用の調査研究と普及啓発	小水力発電や地中熱、バイオマスなどについて、市域における再生可能エネルギーの利用可能性を検討するとともに、再生可能エネルギー利用に当たっての情報提供等の支援を行います。
新ごみ処理施設における高効率発電設備の導入	建設予定の新ごみ処理施設において、余熱を有効に活用するため、現在の清掃工場よりも高効率な発電設備を導入します。
バイオマスエネルギー有効利用の推進	下水処理施設において、汚水等の浄化処理の工程で発生する消化ガスを有効利用するため、消化ガス発電設備による発電を進めます。また、公共施設では、木質バイオマス燃料の活用に努めます。

#### 【市民の行動指針】

- ・ 太陽光発電や太陽熱利用機器を積極的に導入します。
- ・ メガソーラーみと発電所への情報提供などを通じて、再生可能エネルギーの普及促進に協力します。

#### 【事業者の行動指針】

- ・ 太陽光発電や太陽熱利用機器を積極的に導入します。
- ・ 太陽光以外にも業態や地域性に応じた未利用エネルギーの活用を検討します。
- ・ メガソーラーみと発電所への情報提供などを通じて、再生可能エネルギーの普及促進に協力します。



農業技術センターに設置された太陽光発電システム

## 2 省エネルギーの推進

限りある資源を有効に利用していくためには、市民生活や事業活動のあらゆる場面でエネルギー利用における環境負荷の低減が必要となります。そのため、2012（平成24）年3月に策定した「水戸市地球温暖化対策実行計画」に基づく施策など、省エネルギー行動の普及や家庭や事業所への省エネルギー機器の導入などを積極的に進めていきます。

### 【行政の行動指針】

#### ○省エネルギー行動の促進

主な取組	内容
チームみとエコプロジェクトなどによる省エネ行動の促進	温暖化対策の習熟度を判定するとともに、省エネ等のコツを盛り込んだ「温暖化対策度チェック」や、市民向けの節電の取組である「CO <sub>2</sub> 削減エコライフチャレンジ」などのチームみとエコプロジェクト（53ページ参照）の実施により、省エネ行動に取り組むためのきっかけづくりを行います。
環境マネジメントシステム導入の促進	事業者の自主的な環境保全活動を促進するため、ISO14001、エコアクション 21、茨城エコ事業所など、環境マネジメントシステムの導入を促進するとともに、制度の普及を進めます。
地産地消の普及	食物の輸送にかかるエネルギー消費を抑制するという視点から、地域の生産物による地産地消の普及を図ります。
エコドライブの促進	自動車を使用するに当たって、燃料の消費を抑え、排ガスを削減するための運転方法について、実体験セミナーや講習会、広報やホームページ等により市民への周知を図ります。

#### ○省エネルギー機器の普及促進

主な取組	内容
市民・事業者の省エネ機器導入の促進	市民・事業者への情報提供により、トップランナー基準等を満たす機器への買い替えを促します。また、家庭においては給湯によるエネルギー消費量が大きな割合を占めることから、様々な高効率給湯器の導入を促進するため、普及啓発に努めます。
公共施設の省エネルギー化の推進	公共施設については、LED等の省エネ機器の導入などを進めるとともに、市営住宅においては、断熱効果を高めることにより、施設の省エネルギー化を図ります。また、街路灯や防犯灯についても、LED化を推進していきます。
建築物の省エネルギー化の促進	建築物は、建築時や改築時に高気密高断熱等の省エネ基準に適合することで省エネ化を図ることができます。そこで、将来の省エネまで考慮した建築物の効果などについての情報提供や適切な指導を行います。
次世代エコカー等の普及促進	電気自動車などの次世代エコカーやハイブリッドカーを市の公用車として率先して導入するとともに、充電設備を設置し、市民への普及啓発を図ります。

### 【市民の行動指針】

- ・ HEMS や省エネナビを活用することで、家庭のエネルギー使用量を把握して、ライフスタイルの見直しなど省エネ行動に繋がります。
- ・ CO<sub>2</sub>削減エコライフチャレンジなど、市が実施する省エネ等の取組に参加します。
- ・ 緑のカーテンの設置など家庭でできる省エネを実施します。
- ・ 製品を購入する際は、環境ラベルを参考に、環境負荷の少ない製品を選択します。
- ・ 住宅を建築又は改築する際には、断熱性能の向上等による省エネ化を図ります。
- ・ 地元で生産された商品など、環境負荷が少ない商品を優先的に購入します。
- ・ 自動車を購入する際には、燃費や排ガス基準達成度など環境性能を考慮します。
- ・ 運転の際にはエコドライブを心がけます。

### 【事業者の行動指針】

- ・ 事業規模や段階に応じた環境マネジメントシステムにより、事業活動の環境負荷を組織的に軽減します。
- ・ 省エネ診断や ESCO 事業を活用し、施設の省エネ化を進めます。
- ・ BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入など、施設で使用するエネルギーの最適化を図ります。
- ・ 製品の生産から廃棄されるまでの環境負荷を軽減するよう努めます。
- ・ 省エネに優れた商品や地元産の商品など、環境に配慮した商品の普及に努めます。
- ・ 車を使用する際にはエコドライブを心がけるとともに、エコカーを導入します。
- ・ 屋上や壁面の緑化により、冷房に係るエネルギーを削減します。

## 環境ラベルについて

グリーン購入法では、国や地方公共団体だけでなく、事業者や国民にも、できる限り環境負荷の低減に資する物品やサービスを選択することを求めています。環境ラベルはそういった環境負荷の少ない物品を選択するための手助けとなるものです。ここでは、様々な環境ラベルの中から代表的なものをいくつか紹介します。

環境負荷の少ない製品やサービスを選択的に購入する消費者は「グリーンコンシューマー」と呼ばれます。

<p>エコマーク</p>  <p>公益財団法人 日本環境協会</p>	<p>製品のライフサイクル全体を考慮し、環境保全に資する製品を認定し、表示する制度で、ISO規格に則った日本唯一のタイプIラベルです。</p>	<p>省エネラベリング制度</p>  <p>運営主体 経済産業省</p>	<p>機器の省エネルギー性能を示す制度です。達成している製品には緑色の、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。マークとあわせて達成率や目標年度、消費効率などが表示されます。</p>
<p>グリーンマーク</p>  <p>運営主体 公益財団法人 古紙再生促進センター</p>	<p>原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマークです。</p>	<p>エコレールマーク制度</p>  <p>運営主体 公益社団法人 鉄道貨物協会</p>	<p>商品の流通過程において、環境にやさしい貨物鉄道を利用して運ばれている商品や積極的に取組をしている企業を表示するマークです。</p>

## エコドライブ 10 のすすめ

できる項目から実施し、無理なく継続することが大切です。

実際の運転では、車の流れにのり、交通法規を守り安全優先で走行しましょう

### ① ふんわりアクセル「eスタート」

～5秒で時速 20km やさしい  
発進を心がけましょう～



### ② 加減速の少ない運転

～車間距離は余裕を持って、  
急激な加減速は燃費を悪化させます～



### ③ 早めのアクセルオフ

～エンジンブレーキを使うと  
燃費が改善されます～



### ④ エアコンの使用を控えめに

～室内温度の下げ過ぎは、  
多くの燃料を使います～



### ⑤ アイドリングストップ

～待ち合わせや荷物の積み込みでは  
アイドリングをやめましょう～



### ⑥ 道路交通情報の活用

～道に迷ったり渋滞にあうと  
燃費は悪化します～



### ⑦ タイヤの空気圧をこまめにチェック

～タイヤの空気圧は適正に、  
点検・整備を実施しましょう～



### ⑧ 不要な荷物は積まずに走行

～不要な荷物を載せて走ると  
燃費が悪化します～



### ⑨ 駐車場に注意

～渋滞をまねくことから、  
違法駐車はやめましょう～



### ⑩ 自分の燃費を把握しよう

～自分の燃費を把握すると、  
エコドライブの効果が実感できます～



(資料：環境省 チャレンジ 25 キャンペーンホームページ)

### 3 低炭素まちづくりの推進

人口減少社会や超高齢社会の到来を踏まえ、コンパクトなまちを目指していくことは、開発に伴う自然の減少を抑え、人や物の移動による省エネ・低炭素化につながります。

そこで、これまでの都市空間整備を生かしながら、都市中枢機能や居住機能等の集積を図っていくこととあわせ、公共交通機関や自転車の利便性を向上させるなど、将来にわたって市民が安心して暮らせるまち「スマート・エコシティ」を目指します。

#### 【行政の行動指針】

##### ○交通体系における低炭素化の推進

主な取組	内容
公共交通機関の利用促進	行政、市民、交通事業者、関係団体等が連携して、公共交通機関の利用促進に努めるとともに、全ての人が安心して移動できる交通体系を構築するため、公共交通基本計画を策定します。
自転車の利用促進	エコ意識や健康志向の高まりにより自転車利用は増加していることから、安全で快適に走行できる自転車道や駐輪場拡充の検討を進めることで、さらなる利用促進を図ります。
都市交通の円滑化の推進	交通渋滞等を解消するため、道路拡幅、右折車線設置、信号時間の調整などを関係機関との連携により進めます。

##### ○地域特性を踏まえた都市機能の集約

主な取組	内容
魅力・活力集積型の都市空間整備	コンパクトな都市構造を展望し、都市核をはじめ、既存の資源や地域特性を最大限に活用した産業系拠点、地域生活拠点、交流拠点をスマートに配置し、それぞれの機能や魅力の向上、集積を図ります。
低炭素まちづくりの推進	低炭素まちづくり計画を策定し、都市核などにおける建築物、移動、交通等の低炭素化についての方針を定め、それに基づいた施策を推進します。

#### 【市民の行動指針】

- ・ 普段から公共交通機関の利用を心がけます。
- ・ 時間にゆとりをもった通勤や公共交通機関を利用した通勤により渋滞緩和に努めます。
- ・ 近距離の移動では自動車ではなく自転車などの利用を心がけます。

#### 【事業者の行動指針】

- ・ フレックスタイムの導入による時差出勤や、公共交通機関を利用した通勤を推奨します。
- ・ 鉄道・バス事業者は、利便性の高い公共交通サービスの提供に努め、利用者の拡大を図ります。
- ・ 輸送手段の転換、共同配送等により、輸送にかかる環境負荷を削減します。
- ・ 自転車利用促進のため、店舗や事業所内の駐輪場の確保に努めます。

## 4 その他の地球環境の保全

世界各地で起きている酸性雨、オゾン層破壊、森林減少などの地球規模の環境問題は、国際的な対応が必要ですが、私たちの生活と地球環境とのつながりを理解し、果たすべき役割や貢献できる取組を地域から実践します。

### 【行政の行動指針】

#### ○オゾン層の減少や酸性雨への対応

主な取組	内容
オゾン層保護への対応	1999（平成 11）年までにフロン類は全廃されていますが、これまで使用されてきたフロン類を回収するため、廃棄される冷蔵庫やエアコンなどの適正な回収・処理を促進します。
酸性雨対策の推進	酸性雨の状況について調査するほか、工場の排煙や自動車の排ガスに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等の排出実態を把握し、排出抑制対策を推進します。

### 【市民の行動指針】

- ・ 冷蔵庫やエアコンなどのフロン類使用製品は適正に廃棄します。
- ・ 自動車を購入する際は、燃費や排ガス基準達成度など環境性能を考慮します。（再掲）

### 【事業者の行動指針】

- ・ フロン類使用製品は適正に回収・廃棄します。
- ・ 国産材や間伐材を利用した製品を積極的に利用します。
- ・ 事業活動から出る硫黄酸化物や窒素酸化物等の排出抑制に努めます。

## 環境指標

指標	目指す方向性	現状	目標
		2012（平成 24）年度	2023（平成 35）年度
市域から排出される二酸化炭素量	減少	152.9 万 t-CO <sub>2</sub> (2010(平成 22)年度)	126.9 万 t-CO <sub>2</sub> 以下
「メガソーラーみと発電所」の発電能力 (市内の家庭及び事業所等の総数)	増加	6.3 メガワット	100 メガワット
温暖化対策に関する市民意識（温暖化対策度 チェックの平均点数）	増加	64.4 点	80 点
バスや鉄道などの公共交通機関が充実している と感じている市民の割合(市民アンケート)	増加	31.7 %	40 %

## 「地球温暖化対策実行計画

### ～みと安心未来への<sup>みと</sup>コッCO<sub>2</sub>プラン～



20世紀半ば以降に観測されている世界平均気温の上昇や近年の気候変動は、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いと指摘されており、地球温暖化対策の防止に向けては国際的な取組が進められています。

東日本大震災の発生を受けて、国は、これまでのエネルギー政策の見直しを進めていますが、地球温暖化は待ったなしの状況であり、水戸市は、持続可能な低炭素社会の構築を図り、将来の世代に安心・安全な暮らしを引き継ぐため、2012（平成24）年3月に市域全体から排出される温室効果ガスの削減を目的とした「地球温暖化対策実行計画～水戸安心未来へのコッCO<sub>2</sub>プラン～」を策定しました。

水戸市の二酸化炭素の排出量の現状は、2000（平成12）年度頃をピークとして減少傾向にあります。2010（平成22）年度で152.9万トン-CO<sub>2</sub>となっており、1990（平成2）年度（149.3万トン-CO<sub>2</sub>）と同程度の水準となっています。

表 水戸市の部門別年度別二酸化炭素排出量（単位：万 t-CO<sub>2</sub>）

	1990年度 (平成2)	2000年度 (平成12)	2005年度 (平成17)	2008年度 (平成20)	2010年度 (平成22)
産業部門	22.6	20.3	16.4	14.7	12.3
運輸部門	53.2	65.0	57.0	52.7	56.2
業務部門	46.0	54.4	60.3	50.2	49.7
家庭部門	23.7	28.1	29.6	25.7	29.9
廃棄物部門	3.8	4.7	5.3	4.6	4.8
合計	149.3	172.5	168.6	147.9	152.9

この計画においては、市民・事業者・行政が一体となって、最大限かつ着実な温室効果ガスの削減を行うことを基本方針とし、本市の都市特性を踏まえて、各部門においてバランスの取れた削減目標に取り組むことにより、2020（平成32）年度までに1990（平成2）年度比15%削減を目標として、温室効果ガスの削減に取り組めます。

本計画における重点ポイントについて、次のように設定します。

#### 重点ポイント（1）：低炭素型ライフスタイル

具体的取組…ライフスタイルの見直し、温室効果ガス排出量の「見える化」の定着促進、エコドライブの普及促進

#### 重点ポイント（2）：低炭素型ビジネススタイル

具体的取組…温室効果ガス排出量の「見える化」定着促進、環境マネジメントシステム等の取組促進、オフィスにおける省エネの取組促進

#### 重点ポイント（3）：機器類の省CO<sub>2</sub>化

具体的取組…太陽エネルギーの活用、省エネルギー機器・高効率機器の普及促進

#### 重点ポイント（4）：移動・交通の省CO<sub>2</sub>化

具体的取組…エコカーの普及拡大、公共交通・自転車の利用促進

全ての行政機関が連携して温暖化防止対策に取り組む中で、市は、そこに住み活動する市民や事業者との距離が近いという利点を生かし、水戸市ならではの取組として、温暖化対策度の見える化や低炭素型のライフスタイルづくりにつながる対策を「チームみとエコプロジェクト」として進めていきます。

具体的には、「温暖化対策度チェック」、「CO<sub>2</sub>削減エコライフチャレンジ」、「メガソーラーみと発電所」の3つの取組により、市民・事業者・市の各主体が共通の目的に向かうチームみとの一員として目標の達成を目指します。

### ① 温暖化対策度チェック

二酸化炭素の排出量を削減するための情報(コツ)を伝えるとともに、取組の進捗状況を把握するため、市民向けの「暮らしのCO<sub>2</sub>チェック」と事業者向けの「仕事のCO<sub>2</sub>チェック」を実施します。

### ② CO<sub>2</sub>削減エコライフチャレンジ

家庭における電気使用量の削減に向けた取組を呼びかけ、その取組の成果を競い合う「CO<sub>2</sub>削減エコライフチャレンジ」を実施します。

### ③ メガソーラーみと発電所

市内の家庭及び事業者等の太陽光発電システムを仮定の「メガソーラーみと発電所」として位置付け、発電状況などを水戸市ホームページで公表していきます。

地球温暖化の防止のためには、市民の皆さん一人一人の取組が重要であり、効果的です。身近な取組からこつこつと実践し、将来にわたって安心して暮らせる低炭素社会を実現しましょう。



世界的な規模で資源消費が急増しているなか、限られた資源を有効に利用していく社会の構築が求められていることから、ごみの発生抑制及びリサイクルによる資源の循環を推進します。

### 課題

水戸市では、1972（昭和47）年度にごみの可燃・不燃物分別収集を開始して以降、ごみ減量やリサイクルに向けた取組を行ってきました。近年を見ると、2006（平成18）年度以降、総ごみ量、1人当たりのごみ量ともに減少していますが、一方では、総ごみ量に対する資源化率が低下しているという課題もあります。

限りある資源を有効に利用する循環型社会を構築するためには、行政の取組だけでなく、一人一人がごみの発生抑制や資源のリサイクルといった3R（リデュース、リユース、リサイクル）を意識して生活を行うことが必要です。

また、不法投棄や野外焼却といった不適正なごみ処理の問題もあり、市民・事業者・行政が一体となって改善に取り組むことが重要となります。

## 1 ごみの発生抑制の促進

私たちの日常生活や事業活動から排出されるごみは、その処理の面で様々な環境への影響を与えています。ごみの処理に対して、第一に取り組むべき事項は、ごみの発生を抑制することです。そのため、市民・事業者と連携し、ごみの発生抑制・再使用に積極的に取り組んでいきます。

### 【行政の行動指針】

#### ○ごみの発生抑制の促進

主な取組	内容
総合的な廃棄物対策の推進	廃棄物行政の基本的な方針を定める「ごみ処理基本計画」に基づき、ごみの円滑な収集及び適正な処理、処分に努めるなど、環境保全の視点に立った施策を推進します。
家庭ごみの減量化の促進	家庭ごみの有料制度の効果をより一層高めるため、排出量に応じた公平な負担を徹底し制度の透明性を確保するとともに、環境フェスタなどの意識啓発により、ごみの減量化を促進します。
生ごみ処理機器の普及促進	生ごみの自家処理を奨励し、ごみ排出量の削減及び減量意識の高揚を図るため、生ごみ処理機器を導入する家庭を支援し、生ごみの排出抑制を促進します。

主な取組	内容
事業系ごみの排出削減の啓発	事業所で発生するごみの種類は、規模や業種によって多様であることから、新たな処理方法の検討、実施を進めます。また、それぞれに応じたごみの発生抑制・資源化方法について指導・啓発を行います。
エコ・ショップの加入及び利用の促進	ごみの減量化や省エネルギーの実践等、環境にやさしい活動を積極的に実践している店舗等を「エコ・ショップ」として認定し、この制度への加入及び市民の利用促進を図ります。
レジ袋削減の推進	買い物袋の持参運動を進めるとともに、小売店舗等の協力によりレジ袋を配布しない取組を今後も継続し、対象店舗の拡大などを図ります。

#### 【市民の行動指針】

- ・家庭から出るごみの量を把握します。
- ・食料品は必要なもののみを購入し、生ごみの発生を抑制します。
- ・生ごみ処理機器（コンポストなど）を利用し、生ごみの削減に努めます。
- ・マイバッグを持参する、過剰な包装は断る、使い捨て製品の購入は避けるなど、普段の生活からごみの削減に努めます。
- ・物は修理や補修を行い、できるだけ長く使用します。
- ・使わない衣類や本は、リサイクルショップなどを活用し、再使用します。

#### 【事業者の行動指針】

- ・事業活動を見直し、排出される廃棄物の削減に努めます。
- ・販売時には、簡易な包装を心がけます。
- ・買い物におけるマイバッグの使用を促進し、レジ袋の削減に努めます。
- ・消費者が製品を長く使えるように、修理対応などアフターサポートを充実させます。
- ・使い捨て製品の製造・販売を減らし、詰め替え可能な製品を増やします。
- ・事業で使用する物品は、耐久性があるものを選び、長く使用します。

## 2 資源循環の推進

循環型社会を構築するためには、資源の回収と再生利用を様々な場面に広げていく必要があります。そのため、資源の分別回収、資源化の拡大などを積極的に進めていきます。

#### 【行政の行動指針】

##### ○ごみの資源化の推進

主な取組	内容
資源物回収システムの充実	リサイクルセンターの整備にあわせ、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の分別回収や希少金属を含む使用済み小型電子機器等の分別収集など、資源化を推進します。

主な取組	内容
リサイクル活動の促進	再生品やエコマーク商品、グリーンマーク商品の購入や利用を促進します。また、自治会や町内会、子供会などが取り組む集団資源物回収や、集積所での資源物回収を促進します。
リサイクルセンターの整備	資源化処理機能と環境学習の場としての機能をあわせ持つリサイクルセンターを整備し、市民のリサイクル体験を通して、意識の醸成と一層の資源化を図ります。

#### 【市民の行動指針】

- ・ 缶、ビンなど資源として活用できるものは適正に分別し、リサイクルします。
- ・ 地域で行われている集団資源物回収を積極的に利用します。
- ・ 事業者が行う食品トレイなどの資源物店頭回収等を活用します。

#### 【事業者の行動指針】

- ・ エコ・ショップに登録し、リサイクル活動を積極的に行います。
- ・ 空き缶、ビンなどの容器を回収し、リサイクルします。
- ・ リサイクル可能な製品や再生品を使用したエコマーク商品等を積極的に製造・販売します。
- ・ 事業で使う物品はグリーン購入を推進します。
- ・ 消費者に対し、ごみ減量化・リサイクルを呼びかけます。

### 3 廃棄物の適正な処理の推進

廃棄物の処理は、ダイオキシン類の排出抑制や最終処理量の削減のため、適正に実施されなければなりません。そこで、ごみの適正な処理のため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働した取組を実践していく必要があります。

#### 【行政の行動指針】

##### ○適正処理の推進

主な取組	内容
ごみの適正な分別・処理の推進	市民・事業者に対して、ごみ出しルールの徹底を図るため、啓発・指導を行い、ごみの正しい分別、適正な処理の促進を図ります。
新ごみ処理施設等の整備	ごみの適正処理を行うため、小吹清掃工場の適正な維持管理に努めるとともに、新たなごみ処理施設及び最終処分場の計画的な整備を行います。
不適正なごみ焼却の防止	市民・事業者によるごみなどの野外焼却について、指導・啓発を行い、不適正なごみ焼却の防止を図ります。

## ○不法投棄の対策の推進

主な取組	内容
不法投棄防止対策の充実	不法投棄防止監視員や監視カメラによる監視を強化するとともに、関係機関と連携しながら、撤去の指導等を進めます。

### 【市民の行動指針】

- ・燃えるごみ・燃えないごみ・資源物を明確に分別します。
- ・家電リサイクル法等の対象物は、定められた方法に基づき処理します。
- ・ばい煙や悪臭発生等の原因となる、ごみなどの野外焼却は行いません。
- ・不法投棄を発見した場合には、関係機関への情報提供に努めます。

### 【事業者の行動指針】

- ・事業活動に伴って排出される廃棄物は、排出者が責任を持って、適正に処理します。
- ・ばい煙や悪臭発生等の原因となる、ごみなどの野外焼却は行いません。
- ・処理方法の明示など、製品が適正に処理されるように配慮します。

## ごみの焼却について

「近所で何かを燃やしていて窓が開けられない」、「煙のせいで洗濯物に臭いがついて困る」など、ごみの野外焼却に関する苦情が数多く寄せられています。一般家庭でも、ごみなどを野外で焼却することは一部の例外※を除いて法律で禁止されています。

地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却なども野外焼却と同じです。野外焼却は付近の住民の方への迷惑、火災や有害物質の発生の原因にもなりますのでやめましょう。

※ 農業者が行う稲わら等の焼却（廃ビニール等は含まない）や風俗習慣上の行事などは例外として扱われますが、近隣の生活環境に対する配慮が大切です。



## 環境指標

指標	目指す方向性	現状 2012（平成24）年度	目標 2023（平成35）年度
1人1日当たりのごみの減量率 （2000（平成12）年度比）	増加	19.7%	25%以上
リサイクル率	増加	17.2%	25%以上
不法投棄箇所数（年間通報箇所）	減少	137か所	80か所
ごみの収集・処理や減量化・再資源化の対策に満足している市民の割合（市民アンケート）	増加	49.6%	55%

本市には、那珂川や千波湖をはじめとして、水の都と呼ばれるにふさわしい多くの河川・湖沼が存在します。これらについては、水質の浄化を図りながら、より市民に親しまれる水辺環境の創造を図ります。

### 課題

本市には、那珂川や桜川といった多くの河川、千波湖や大塚池をはじめとする大小様々な湖沼があり、それらの水は、生活用水や農業用水に利用されているほか、多くの生物を育む場となるなど、市民の生活になくてはならないものになっています。

河川の水質については、近年の生活排水対策などにより家庭からの排水が改善されたことで、多くの河川で改善傾向にあります。一方、湖沼においては、富栄養化等を原因とする植物プランクトンの異常発生（アオコ）といった問題があることから、今後も継続して水質改善等の対策に取り組む必要があります。

また、水辺は市民にとっての憩いの場でもあり、特に偕楽園と千波湖周辺は水戸のシンボル空間となっています。このような親しみやすい水辺環境を維持・向上させるため、市民が河川の美化活動に取り組むことで自ら環境を守る意識を育むとともに、自然に配慮した整備による河川・湖沼づくりが求められます。

## 1 河川・湖沼の水質浄化

市民に親しまれる河川・湖沼であるためには、公共下水道による生活排水の適正処理や合併処理浄化槽の普及促進等を積極的に進め、河川・湖沼の水質浄化を図ることで、親水空間や生態系への悪影響などを防ぐことが必要です。

水戸のシンボル空間の一角をなす千波湖の水質浄化を進めることで、本市の魅力の一層の強化を図っていきます。

### 【行政の行動指針】

#### ○生活排水対策の推進

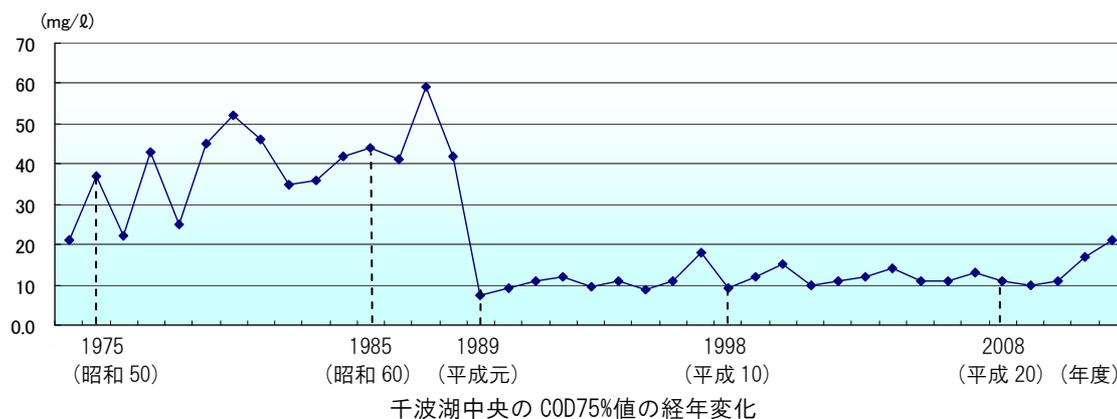
主な取組	内容
公共下水道事業の推進	家庭などから排出される生活排水の流入による河川・湖沼の汚濁防止のため、公共下水道の整備等を推進します。
農業集落排水事業の推進	農村地域の生活環境の改善や農業用水等の水質保全のため、農業集落排水処理施設等の機能強化を図ります。また、農村地域における汚水処理方式の総合的な検討を進めます。
合併処理浄化槽の設置促進	集合処理が困難な地域における生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去に対する助成を実施し、合併処理浄化槽の設置を促進します。

## ○千波湖の水質浄化

主な取組	内容
水質浄化対策の推進	アオコ発生の原因とされる水の停滞を解消するため、引き続き河川や周辺の湧水を導水するとともに、ジェットストリーマー、噴水などによる浄化を進めます。 また、行政と市民団体が一体となって取り組んでいる「桜川清流ルネッサンスⅡ」の計画に基づき、水質改善に向けた各種施策を推進します。

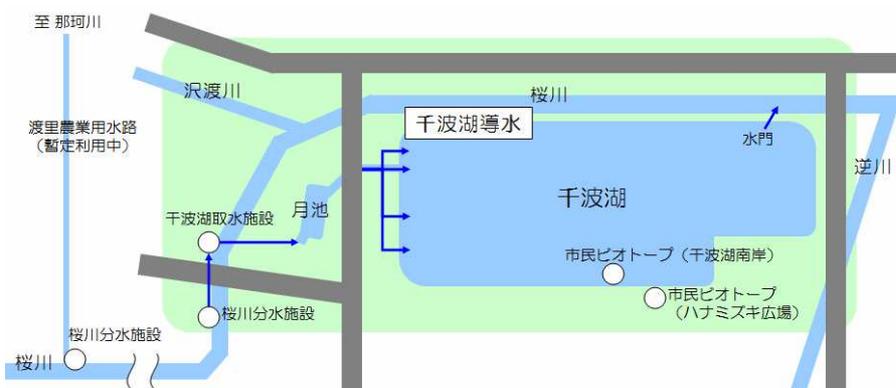
### 千波湖導水による水質浄化

千波湖は、夏季になると「アオコ」による景観の悪化や悪臭の発生などに悩まされています。この原因は、水の富栄養化（窒素やリンなどが多くなる現象）や湖水の滞留、水温上昇、日射等と考えられます。



(※ただし、1976～1987年度においては東側のCOD75%値を使用)

千波湖のCOD75%値は、1980年代には毎年40mg/L近い値となっていました。しかし、1988（昭和63）年から那珂川及び桜川の水を分水施設から千波湖へ導水し、湖の東側にある水門から桜川へ排出する千波湖導水事業や浚渫事業を開始したことが大きな効果を挙げ、現在に近いCODの値となりました。なお、2011（平成23）年度と2012年（平成24年）年度で悪化していますが、これは震災による桜川からの導水量が減少したためです。



千波湖導水事業

### 【市民の行動指針】

- ・未処理の生活排水や油を、川や都市下水路、農業用排水路などに流しません。
- ・公共下水道、農業集落排水には速やかに接続します。
- ・集合処理が困難な地域では、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理を行います。
- ・洗剤などを使用し過ぎないように注意します。
- ・水辺を汚さないよう心がけ、鳥や魚にえさを与えません。

### 【事業者の行動指針】

- ・公共下水道、農業集落排水には速やかに接続します。
- ・集合処理が困難な地域では、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理を行います。
- ・川や都市下水路、農業用排水路などに汚水が流入しないようにします。
- ・農業においては、農薬や化学肥料を適正に使用します。

## 2 親しまれる水辺環境の創造

本市は、多くの河川を有しており、千波湖や大塚池などの湖沼とともに、市民にとっては身近な自然となっています。これら河川・湖沼については、自然や生態系に配慮した水辺の整備や美化活動を推進し、親しまれる水辺環境を創造していきます。

### 【行政の行動指針】

#### ○水辺の整備

主な取組	内容
自然景観・生態系に配慮した整備	河川や湖沼等の整備については、多様な自然の景観や、そこに生息する生物に配慮し、より市民に親しまれる水辺空間を創造します。
偕楽園公園（千波公園等）の整備	本市のシンボル空間である偕楽園・千波湖周辺については、都市核（中心市街地）の都市公園としての魅力がさらに高まるよう、公園の整備・活用を進めます。
市民主体のビオトープづくりの推進	ビオトープの形成に当たっては、地域等からの要望に対する整備及び維持管理を支援します。 また、自然の浄化作用を活用した千波湖の水質浄化策として、協働での整備を進めます。

#### ○水辺の美化・清掃の推進

主な取組	内容
河川敷等の美化・清掃活動の促進	良好な水辺空間の維持管理及び水辺を愛護する意識を醸成するため、那珂川水系一斉クリーン作戦を実施するなど、市民・事業者などと協力して、河川敷等の清掃活動に取り組みます。

### 【市民の行動指針】

- ・ 河川敷や湖岸などの美化・清掃活動を行います。
- ・ 水辺に生息する動植物に関心・意識を持ちます。
- ・ 河川や湖沼に関心を持ち、異常などがあった場合、管理者へ通報します。
- ・ ビオトープの維持管理に地域の一員として参画します。



桜川水系クリーン作戦（毎年11月）

### 【事業者の行動指針】

- ・ 河川美化・清掃活動に積極的に参加します。
- ・ 身近な親水空間を大切に、河川、湖沼、湧水の維持管理に協力します。

## 千波湖ハナミズキ広場のビオトープ

ビオトープとは、直訳すれば生物の生息空間となります。

家庭における生物の飼育環境とは異なり、ビオトープには、例えばヤゴ（トンボの幼虫）には、エサとなるメダカなどの水生生物がいて、メダカには、エサとなる小さな昆虫がいる、というような生物間の関係が構築されている空間とされます。つまり、ビオトープとは一つながりの生態系とそれを育む環境そのものをいいます。

近年、ビオトープを活用した自然環境教育や自然再生の重要性が見直されてきたことから、学校や地域で、自然生態系のモデルを再現、活用している事例が多く見られ、水戸市内の小学校においてもビオトープが散見されるようになりました。

また、ビオトープには、植栽された水生植物による窒素を吸収する役割も期待されています。

現在、千波湖南岸では、湖周辺から窒素を多く含んだ湧き水が流れてきており、毎年夏のアオコの発生を助長してきました。そこで、湧水の窒素除去を目的として、平成24年秋にハナミズキ広場の池にビオトープを作り、平成25年秋には千波湖南岸にビオトープを作りました。

これらのビオトープ作りは、市民団体である千波湖水質浄化実行委員会により、小学生などの子どもたちを集めて実施され、千波湖への市民の関心を高める上でも大きな影響をもたらしています。

このビオトープが作られた結果、池内の生物の種類数が増加したほか、翌年の春には千波湖内ではあまり見られなかった、ワカサギの群れがビオトープ内を泳いでいるのが確認されており、ビオトープ内の水生植物が千波湖内の生物によい影響を与えています。



ハナミズキ広場のビオトープ

### 3 水の循環と有効利用の促進

本市の台地に降った雨は、時間をかけて地下水となり、低地とを結ぶ斜面から染み出る湧水は、斜面緑地の形成に重要な役割を担っています。これを保全し、自然の恵みを今後も継続して生かしていくため、水の自然循環の促進や水を大切にすることを積極的に進めていきます。

#### 【行政の行動指針】

##### ○水を大切にすることを意識の醸成

主な取組	内容
地下水かん養の促進	水源や地下浸透量を維持するため、森林・農地の保全や自然植生の回復、緑化を図ります。 また、公共施設については、貯留槽や地下浸透方式による雨水処理を図るとともに、歩道や駐車場についても、透水性舗装の整備により、地下水かん養を促進します。
雨水利用の促進	住宅への雨水貯留槽や浄化槽転用雨水貯留施設の設置を助成し、庭への散水や雑用水としての雨水の有効利用を促進します。
節水についての意識啓発	貴重な水資源への理解を深め、水を大切にすることを意識を醸成するため、節水の普及啓発を図ります。

#### 【市民の行動指針】

- ・ 雨水貯留槽を設置して、雨水を散水などに有効利用します。
- ・ 洗濯機など水を使用する機器の買い替えの際には、節水型を選択します。
- ・ 風呂水を洗濯に利用するなど、節水に努めます。
- ・ 雨水浸透マスを設置し、地下水のかん養に努めます。

#### 【事業者の行動指針】

- ・ 貯留槽の設置や地下浸透方式による雨水処理を図ります。
- ・ 事業用水の節水に努めます。
- ・ 地下水を事業用水として使用する際には、汲み上げ量に注意します。
- ・ 開発行為の際には、地下水かん養機能に与える影響などについて配慮します。

#### 環境指標

指標	目指す方向性	現状 2012(平成24)年度	目標 2023(平成35)年度
河川の生物化学的酸素要求量(BOD)に係る環境基準 <sup>※1</sup> の達成率	増加	7/8	8/8
千波湖における化学的酸素要求量(COD) (千波湖中央のCOD夏季の最大値)	減少	26 mg/ℓ (2010年度 <sup>※2</sup> )	8 mg/ℓ

指標	目指す方向性	現状	目標
		2012(平成24)年度	2023(平成35)年度
生活排水処理総合普及率 (公共下水道や農業集落排水、合併浄化槽等により、生活排水を適正に処理できる人口の割合)	増加	87.2%	95%

※1 環境基準が指定されている河川は、那珂川・藤井川・石川川(A類型)、酒沼川・酒沼前川(B類型)、桜川・逆川・沢渡川(C類型)の8河川。

※2 2011～2012(平成23～24)年度は震災による導水量の減少により異常値となったため、2010(平成22)年度の値を記載している。

## 水戸と水の関わり

水戸の地名の由来は、古代から海や川の水の出入口を「みと」又は「みなと」ということから、那珂川と千波湖との間に突出した台地の地形上の特色により「みと」と呼ばれたとされています。また、那珂川の舟運の河港として盛え、水運の戸口とされていた事に由来するという説もあります。

地名に「水」が使われていることから、水戸は古くから水に恵まれ、水に関する逸話が残されています。

### 備前堀

江戸時代初期の頃、台地の端にあった水戸城にとって、千波湖は要害として重要なものでしたが、満々とたえられた水は大雨のたびにあふれだし、東側の低地に災害を及ぼしていました。そこで、水戸藩の初代藩主徳川頼房は、1610年(慶長15年)、千波湖の治水と周辺の農地用水のため、関東郡代であった伊奈備前守忠次に用水堀を掘らせました。伊奈忠次は、関東を中心に各地で検地や新田開発、河川改修を行った人物で、各地にその逸話が残っています。

当時の千波湖は、現在の竈神社(本町1丁目)のあたりにまで及び、備前堀は千波湖の端から直接水を引いていました。湿地帯であった備前堀沿いを含む地域は、その後の埋立てによって新しい町「下町」へと生まれ変わりました。

その後も千波湖東側の干拓や開発は進み、現在の備前堀は千波湖と少し離れてしまいましたが、今でも農業用水としての役割を果たしながら、歴史的なまちなみ空間を演出しています。



備前堀

### 笠原水道

日本で18番目に古いと言われる笠原水道は、1662年(寛文2年)に水戸藩の第2代藩主光圀(義公)が、町奉行の望月恒隆に命じてつくらせました。その調査と設計は、下総佐倉の学者であった平賀保秀が任されました。

当時の下町(今の下市)は、水戸藩の城下町を拡大するために商人を住ませ、商業都市として発展するところでしたが、辺りの井戸水は飲料に適さず、飲料水を得るために苦慮していました。そこで、清らかな水がたくさん湧き出る笠原不動(笠原町)を水源地として、全長約10kmにおよぶ水路を布設したのです。

その主な導水管は、凝灰質砂岩を使い、支線は木樋、各戸へは竹樋を用い、また、街道には公共用の井戸を設けました。現在もこの地には、石樋が埋設されています。この工事は、およそ一年半にわたり、延べ25,000人の人夫による大工事であったと伝えられています。

水源地には、給水のための龍頭共用栓や笠原水道の記念碑である浴徳泉の碑があります。



笠原水源の龍頭共用栓

自然の中で生きる生物の多様性は、人間の生存基盤ともなっている自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続的な利用を図っていくための基本的な要素です。

本市の自然的特性を踏まえ、生物多様性を保全していくため、自然と共生する社会の構築を図ります。

### 課題

本市は、市北部を東西に流れる那珂川、森林公園に代表される西北部丘陵地帯や、東部のまとまった平地林のほか、都市部においては千波湖周辺の緑地や市街地北側の緑地など豊かな自然に恵まれています。環境に関する市民意識調査の結果からも、自然が豊かだと思う人の割合は、全体の75%を超えています。

それらの自然は、市民の憩いの場であると同時に、多様な生物を<sup>はぐく</sup>育む場所でもあります。が、近年、郊外の開発などにより自然は少しずつ減少しており、貴重な生物を含む動植物の多様性が脅かされつつあります。

自然の中での生物の多様性は、人間の生存基盤ともなっている自然生態系を健全に保持し、生物資源の持続的な利用を図っていくための基本的な要素であり、守られなくてはならないものです。

そこで、自然環境への意識を高め、市民や事業者とも協力して自然環境と共生していくことが必要となります。

## 1 緑の創出と活用

本市には、日本三公園の一つに数えられる偕楽園があります。そして、そのほかにも、森林公園、七ツ洞公園、保和苑、百樹園など、緑豊かな公園が存在します。公園は、緑に親しめる空間として活用すると同時に、生物の貴重な生息域となることから、公園や緑地の保全と整備を進めていきます。

### 【行政の行動指針】

#### ○公園・緑地などの創出

主な取組	内容
公園・緑地の計画的な整備	市民生活に身近な街区公園をはじめ、地域の自然や歴史を生かした公園・緑地を計画的に整備します。 また、既設公園については、ライフスタイル等の変化に対応した効果的な改修を進めるため、公園利用者の声に配慮したより使いやすく、緑に親しめる公園への再整備を図ります。
偕楽園公園（千波公園等）の整備（再掲）	本市のシンボル空間である偕楽園・千波湖周辺については、都市核（中心市街地）の都市公園としての魅力がさらに高まるよう、公園の整備・活用を進めます。

主な取組	内容
身近な緑の創出	建築物の屋上、壁面、敷地内における緑のカーテンなどの緑化を推進します。地震にも強く、歩行者の安全も確保できる生垣の設置に対する助成を行い、市民による緑の創出を促進します。

#### 【市民の行動指針】

- ・地域の公園等の管理に積極的に協力します。
- ・公園・緑地を普段から利用し、緑を大切にします。
- ・家庭や地域など身近な環境の緑化に努めます。

#### 【事業者の行動指針】

- ・開発の際には、緑化を積極的に行います。

### 偕楽園と偕楽園公園

偕楽園といえば、水戸市民なら誰もが知っている日本三公園の一つ（ほかに石川県の兼六園と岡山県の後楽園）ですが、そもそも偕楽園は、1842年（天保13年）に当時の水戸藩第九代藩主徳川斉昭<sup>なりあき</sup>によって造園されました。斉昭は、この地を領内の民と偕（とも）に楽しむ場にしたいと考え、「偕楽園」と名付けたと言われています。現在でも、本園内には100品種3,000本の梅が植えられ、かぐわしい早春を告げてくれます。

また、偕楽園の魅力は、有名な梅林と好文亭から千波湖を望む眺望にあると言われています。特に、その眺望を借景として取り込んだ先人の知恵は、今も高い評価が与えられています。

そこで茨城県では、この一帯の景観を、長い歴史と恵まれた自然環境のもとに育まれてきた貴重な資産であると考え、1999年（平成11年）7月1日に、偕楽園と千波公園、周辺の緑地をあわせた約300haを「偕楽園公園」と称する公園構想を発表しました。

この公園整備は現在でも少しずつ進んでいますが、完成すれば、市街地に隣接した都市公園としては、ニューヨーク市のセントラルパークに次ぐ、世界第2位の広さになります。



## 2 多様な生物を育む環境の保全

本市には、西北部丘陵地帯の森林をはじめ、市街地北側の斜面緑地、河川沿いの緑地帯など多くの緑が残されています。また、那珂川に代表される河川や、千波湖などの湖沼、多くのため池などの豊富な水環境を有しています。

これらの自然には、それぞれの環境に適応した多くの野生生物がみられます。多様な野生生物のすむ環境は、長い年月をかけて少しずつ形成された貴重なもので、これを守ることは、人々が生態系から得ることのできる便益の維持にもつながります。

### 【行政の行動指針】

#### ○自然緑地・農地の保全

主な取組	内容
市民との協働による緑の保全	貴重な平地林である市街地北側の特別緑地保全地区については、所有者や地域住民との連携を進めながら保全を図ります。また、保存樹等の指定及び保存の支援により、貴重な樹木や樹林地を保全します。
森林公園の保全と活用	本市の西北部丘陵地帯は、豊かな自然の中で貴重な生物が生息することから、森林公園を拠点とするこの地域を保全し、間伐など木々の健全な育成により森林の活用を図ります。
農地の保全	雨水を貯留し、多様な生きものを育むなどの、農業の多面的な恵みの維持を図るため、地域共同による農村環境保全活動を推進するとともに、環境にやさしい農業に取り組む農業者（エコファーマー）を推進します。

#### ○生物多様性の保全対策の推進

主な取組	内容
水辺の生態系の保全	サケやホタルなど、人々に親しまれ良好な自然環境の指標となる生物が生息できる環境の保全を図ります。
自然環境調査・自然観察会の実施	自然環境調査により市内の自然環境の現状を把握し、保護に取り組む上で必要な情報の収集に努めます。また、森林公園などを利用した自然体験学習や自然観察会により市民の自然に親しみ自然を大切にする意識の啓発を図ります。
野生鳥獣の適切な保護	貴重な生物を保護するとともに、イノシシなどの有害鳥獣の被害防止や在来生物の生態系に悪影響を与えるアライグマなどの外来種の防除を通じて、人と野生鳥獣との共存を図ります。

### 【市民の行動指針】

- ・ ペットや植物は野生に放しません。
- ・ 野生の動植物はむやみに捕獲や採取をしません。
- ・ 動植物の保護活動に積極的に参加・協力します。
- ・ 普段から自然に親しみ、自然を大切にする心を養います。
- ・ 保存指定された樹木等の保存や管理に努めます。

### 【事業者の行動指針】

- ・ 開発行為の際には、野生生物などへの影響に配慮します。
- ・ 農業においては、農薬や化学肥料を適正に使用します。(再掲)
- ・ 動植物の移入や放流等を行う場合は、生態系への影響に配慮します。
- ・ 違法に捕獲・採取された生物を取り扱いません。
- ・ 動植物の保護活動に積極的に参加・協力します。
- ・ 保存指定された樹木等の保存や管理に努めます。

### 環境指標

指標	目指す 方向性	現状	目標
		2012 (平成 24) 年度	2023 (平成 35) 年度
市内の都市公園の面積	増加	297 ha	330 ha
エコファーマー（環境にやさしい農業に取り組む農業者）の登録者数	増加	214 人	270 人
自然や緑に囲まれたまちづくりに満足している市民の割合（市民アンケート）	増加	48.2 %	55 %

健康で安全・安心な生活のためには、良好な大気・水・土壌環境を保全していくとともに、騒音・振動・悪臭問題等を未然に防止することが重要です。東日本大震災に伴って発生した原発事故による放射性物質の拡散などといった問題も踏まえながら、これらに適切に対応し、良好な生活環境の確保を図ります。

### 課題

本市では、都市化の進展に伴い、大気の汚染や河川の水質汚濁などが発生していましたが、法令に基づく汚染物質の排出規制や監視・測定等の取組によって、多くの項目で環境基準が達成されています。しかし、騒音・悪臭に関する苦情件数の増加により、近年は、全体件数も増加するなど、より身近な生活環境における関係改善に向けた取組が求められています。

健康で安全・安心な生活環境を維持又は改善していくため、各監視体制の強化や発生源対策の充実を今後も推進していくとともに、市民、事業者への適切な情報提供を行うことが重要です。

また、未曾有の災害であった東日本大震災に伴って発生した様々な環境問題についても、これらに適切に対応し、市民が安心して生活できる環境の確保を図る必要があります。

## 1 大気環境の保全

大気の汚染は、主に自動車の排ガスに加え、工場・事業所から排出される粒子状物質や窒素酸化物等によって引き起こされます。市内における大気汚染の状況は、おおむね環境基準を達成し、改善傾向にあります。今後も良好な大気環境を維持するための対策を進めていきます。

### 【行政の行動指針】

#### ○大気環境の監視

主な取組	内容
大気汚染の監視	大気環境基準に係る適合状況や有害物質による汚染状況を把握するため、茨城県と連携して常時監視を行います。 また、PM2.5など大気中に浮遊する物質の種類・量に応じて、健康に影響を与える恐れが生じた場合においては、適切に注意喚起を実施します。

## ○発生源対策の充実

主な取組	内容
工場・事業場の調査と指導	工場・事業場に対する調査を実施し、公害関係法令遵守や施設の適正管理についての指導等を徹底します。
不適正なごみ焼却の防止（再掲）	市民・事業者によるごみなどの野外焼却について、指導・啓発を行い、不適正なごみ焼却の防止を図ります。
公害防止協定の締結	事業活動による公害を防止するための責務を定める公害防止協定を、必要に応じて工場・事業場と締結し、締結内容が適切に履行されるよう指導します。

### 【市民の行動指針】

- ・ばい煙や悪臭発生等の原因となるごみなどの野外焼却は行いません。（再掲）
- ・ストーブ等の使用に当たっては、排煙等が近隣の迷惑とならないよう管理します。
- ・自動車を購入する際は、燃費や排ガス基準達成度など環境性能も考慮します。（再掲）
- ・普段から公共交通機関の利用を心がけます。（再掲）
- ・近距離の移動では自動車ではなく自転車などの利用を心がけます。（再掲）
- ・運転の際にはエコドライブを心がけます。（再掲）

### 【事業者の行動指針】

- ・工場・事業場から排出されるばい煙・粉じんの適正処理を行います。
- ・ばい煙や悪臭発生等の原因となるごみなどの野外焼却は行いません。（再掲）
- ・有害物質の排出が少ない燃料を使用します。
- ・車を使用する際にはエコドライブを心がけるとともに、エコカーを導入します。（再掲）

## 2 水環境の保全

河川などの公共用水域は、人の健康の保護に関する環境基準と、生活の保全に関する環境基準が設けられており、市内の河川の水質は、生活の保全に関する環境基準における一部を除き、おおむね達成されています。

また、未達成の河川についても、近年の公共下水道の整備や合併浄化槽の普及によって、水質は改善の傾向が見られ、徐々に良好な状態に近づいています。

今後も市民、事業者、行政が連携して、環境に配慮した取組を行うことで、良好な水環境への改善を推進します。

### 【行政の行動指針】

#### ○水環境の監視

主な取組	内容
公共用水域の水質監視	河川等における水質環境基準の達成状況を把握するため、計画的・継続的な水質調査を実施するとともに、その結果を公表します。

## ○発生源対策の充実

主な取組	内容
工場・事業場への監視と指導	排水について規制対象となる事業場には、立ち入り調査等により公害関係法令に基づく適切な指導を行うとともに、規制対象外の事業所についても適宜指導を行います。
公害防止協定の締結	必要に応じて工場・事業場との公害防止協定を締結し、締結内容が適切に履行されるよう指導します。

## ○生活排水対策の推進（再掲）

主な取組	内容
公共下水道事業の推進	家庭などから排出される生活排水の流入による河川・湖沼の汚濁防止のため、公共下水道の整備等を推進します。
農業集落排水事業の推進	農村地域の生活環境の改善や農業用水等の水質保全のため、農業集落排水処理施設等の機能強化を図ります。また、農村地域における汚水処理方式の総合的な検討を進めます。
合併処理浄化槽の設置促進	集合処理が困難な地域における生活排水対策として、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽の撤去に対する助成を実施し、合併処理浄化槽の設置を促進します。

### 【市民の行動指針】

- ・ 未処理の生活排水や油を、川や都市下水路、農業用排水路などに流しません。（再掲）
- ・ 公共下水道、農業集落排水には速やかに接続します。（再掲）
- ・ 集合処理が困難な地域では、合併処理浄化槽を設置し、適切な維持管理を行います。（再掲）
- ・ 洗剤などを使用し過ぎないように注意します。（再掲）
- ・ 河川や湖沼に関心を持ち、異常などがあった場合、管理者へ通報します。（再掲）

### 【事業者の行動指針】

- ・ 法令に基づく排水基準を守り、水質汚濁につながる物質の排出削減に努めます。
- ・ 法規制に該当しない事業場も自主的な排水処理対策に努めます。
- ・ 公共下水道、農業集落排水には速やかに接続します。（再掲）
- ・ 川や都市下水路、農業用排水路などに汚水が流入しないようにします。（再掲）
- ・ 農業においては、農薬や化学肥料を適正に使用します。（再掲）

## 3 土壌環境の保全

土壌汚染は、化学物質等が漏出することにより土壌に混入する場合や、事業活動等による水や大気汚染を通じて、有害物質が土壌に蓄積することなどにより発生します。

また、汚染した状態が長期間にわたるといった特徴があり、人の健康、農作物などの生育、生態系などに対して影響を与えることが懸念されることから、これを防止するための監視等に努めます。

### 【行政の行動指針】

#### ○土壌環境の監視

主な取組	内容
地下水水質の監視	計画的かつ継続的に地下水の水質調査を行い、地下水の水質の現況を把握します。

#### ○発生源対策の充実

主な取組	内容
土壌汚染の拡大防止の指導	土壌汚染が発生した場合は、その拡大を防ぐため、土地の所有者や有害物質使用事業者に対して状況調査を命じるとともに、周辺への汚染の恐れがある場合には、浄化対策の実施を指導します。

### 【市民の行動指針】

- ・ 使用している井戸の水に異常等が見つかったときは、ただちに通報します。
- ・ 家庭菜園などにおける除草剤や化学肥料は用法、用量を守って使用します。

### 【事業者の行動指針】

- ・ 事業所敷地内の土壌汚染の状況を正確に把握します。
- ・ 土壌汚染の原因となる物質の使用量削減を進めます。
- ・ 有害物質を使用する際には、土壌汚染の危険を認識し、適切に取り扱います。
- ・ 農業においては、農薬や化学肥料を適正に使用します。(再掲)

## 4 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動は、日常生活との関係が深く、自動車や工場・事業場・建設現場から発生するほか、カラオケ、洗濯機、エアコン室外機等の使用による近隣騒音に関する苦情が多くなっています。

また、快適な日常生活を損なう悪臭については、工場や作業場、家畜の飼育場などから排出されるほか、野焼き、家庭からのごみなどがその原因となります。

これらの防止に向け、工場、事業場などの発生源者に対する規制や指導をはじめ、環境に対する市民意識の向上を図るための啓発活動を進めます。

### 【行政の行動指針】

#### ○騒音の監視

主な取組	内容
自動車騒音の監視	自動車騒音の定期的な調査を行い、状況を把握するとともに、必要に応じて公安委員会等へ道路構造等の改善を要請し、騒音により人々の良好な生活環境が損なわれないよう、必要な措置を講じます。

## ○発生源対策の充実

主な取組	内容
工場・事業場への監視と指導	規制対象となる施設や作業用機械については、法令に基づき、施設等の種類、規制基準、作業時間等について適切に指導するとともに、規制対象外の事業所についても適宜指導を行います。 また、近隣住民への事前説明を求めるなど、事業者と住民の良好な関係構築を促します。
公害防止協定の締結	必要に応じて工場・事業場との公害防止協定を締結し、締結内容が適切に履行されるよう指導します。

## ○身近な公害の防止

主な取組	内容
近隣騒音・悪臭の防止対策の推進	一般家庭や飲食店、イベントなどで発生する様々な騒音・悪臭を未然に防ぐため、広報等による意識の啓発や指導などを進めます。

### 【市民の行動指針】

- ・ 夜間、早朝は特に大きな音を出さないようにするなど周囲へ配慮します。
- ・ 家電製品は品質表示ラベルに記載されている騒音値の低いものを選びます。
- ・ 日常生活におけるルールやマナーを守り、相手の立場になって考えます。

### 【事業者の行動指針】

- ・ 深夜営業においては、防音対策などの配慮をします。
- ・ 工事の際には低騒音・低振動の建設機械を用いて、夜間の工事は避けます。
- ・ 事業を行う際には、事前に周辺住民への説明を十分に行い、理解を得ます。
- ・ 悪臭等を外に出さないよう必要な設備の設置等適正な管理を行います。

## 5 有害な化学物質等への対応

多種多様な化学物質が身の回りで使われており、生活に欠かせないものになっていますが、同時に有害な化学物質による健康被害や環境汚染への懸念も存在しています。そのため、環境基準や排出基準を遵守するとともに、事業者による適正管理を徹底します。

また、市民の放射線に対する不安軽減や原子力に係る知識の普及を図るため、国や県と連携し、市民・事業者への情報提供などを進めます。

### 【行政の行動指針】

#### ○有害化学物質の発生抑制

主な取組	内容
有害化学物質の監視	化学物質の使用者に対しては、物質の適切な使用・管理を徹底するよう指導するとともに、有害化学物質の使用抑制を図ります。 環境中に有害化学物質が発生したときは、県と連携しながら情報収集・提供を行い、市民の不安軽減を図ります。

## ○放射性物質への対応

主な取組	内容
原子力災害への対策	原子力災害に関しては、災害への対策等をまとめた「地域防災計画」に基づく取組を推進します。また、市民の混乱を最小限に抑えるよう、国や県と連携し、情報提供等を行います。
空間放射線量等の監視	公共施設等における空間放射線量や水道水、農産物等の含有放射性物質量の測定を行い、情報を提供することにより、市民の不安軽減を図ります。

### 【市民の行動指針】

- ・ 化学物質等について正しい知識を身につけます。
- ・ ばい煙や悪臭発生等の原因となる、ごみなどの野外焼却は行いません。(再掲)
- ・ 住宅の建築や改築に当たってはシックハウス対策に留意します。
- ・ 家庭菜園などにおける除草剤や化学肥料は用法、用量を守って使用します。(再掲)

### 【事業者の行動指針】

- ・ 化学物質等について正しい知識を身につけます。
- ・ 製造に当たっては有害化学物質を含まない原材料の使用に努めます。
- ・ 化学物質の排出や移動に当たっては、正確な量を把握し、報告します。
- ・ ばい煙や悪臭発生等の原因となるごみなどの野外焼却は行いません。(再掲)
- ・ 有害化学物質の発生が懸念される建材(内装材など)の使用を抑制します。
- ・ 農業においては、農薬や化学肥料を適正に使用します。(再掲)

## 環境指標

指標	目指す方向性	現状	目標
		2012(平成24)年度	2023(平成35)年度
大気汚染に係る環境基準適合状況(二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素)	維持	適合	適合
光化学オキシダント注意報の年間発令日数	維持	0日	0日
道路交通騒音に係る環境基準達成率	維持	100%	100%
公害・環境対策に満足している市民の割合(市民アンケート)	増加	22.8%	30%

偕楽園や弘道館、芸術館などの歴史的・文化的な資源を有するまちなみは、特色ある景観を形成しています。これらの価値を維持・向上させるとともに、市民が快適な暮らしを送るために、清潔で緑豊かな美しい環境の整備を図ります。

### 課題

本市には、古代から今日まで続く数多くの歴史的資源が残されており、特に世界遺産登録を目指す弘道館や備前堀など、城下町としての名残を今にとどめる歴史的景観は、水戸のまちなみを形成する重要な要素となっています。市民意識調査の結果でも、「将来に残したい環境」として千波湖や偕楽園といった景観資源が上位に挙げられているほか、満足度調査においても、水戸市の歴史環境についての満足度は高く、今後もこれを維持向上するような取組が必要です。

一方で、犬のふん害やごみのポイ捨ての防止、空き地・空き家の適正な管理など、より身近なまちの美化に関しては、市民意識調査で重要度が高い一方、満足度は低いという結果であり、早急な改善が望まれています。

また、経済活動の進展に伴い増加する高層建築物や屋外広告物などは、景観だけでなく、住環境や歴史的風致を阻害する要因となります。そこで、適切な規制や誘導により、良好な景観を保つことが求められます。

## 1 良好なまちなみの形成

本市は、千波公園など豊かな水と緑に恵まれており、市街地と自然、歴史が共存していることから、それぞれの特徴をさらに生かし、調和するまちなみの形成を図るとともに、人と環境に配慮した施設整備を進めていきます。

### 【行政の行動指針】

#### ○都市空間における緑の創出

主な取組	内容
街路樹等の整備	街路樹等の整備に当たっては、種類や配置などが適切なものとなるよう、街路樹の有無も含めて、想定される道路の利用状況や景観などまちづくりへの影響等も考慮しながら、計画的に整備します。
身近な緑の創出（再掲）	建築物の屋上、壁面、敷地内における緑のカーテンなどの緑化を推進します。特に、地震にも強く、歩行者の安全も確保できる生垣の設置に対しては助成を行い、市民による緑の創出を促進します。また、保存樹等への支援などにより、まちの緑が減少することを防ぎつつ、有効利用を図ります。

## ○魅力ある景観等の形成

主な取組	内容
良好な景観の形成	水戸市の歴史、文化、自然が調和した特色あるまちなみを守るため、法令及び景観計画に基づき、大規模行為に対する景観配慮や屋外広告物の適正化、高度規制などを行い、良好な景観を保全します。
魅力ある道路景観の形成	まちの顔になるような通りなどは、電線類の地中化等を進めるとともに、周辺景観と調和した電灯や案内、誘導サイン等の整備により、魅力ある道路景観や歩行空間を形成します。
人と環境に配慮した施設の整備	公共施設の建設、改修等に当たっては、周辺景観に十分配慮するとともに、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン導入など人にやさしい施設整備を進めます。
都市景観重点地区の指定	備前堀沿道地区については、歴史的親水空間と調和した景観の形成・誘導を図るとともに、新たな都市景観重点地区の指定に向けた取組を進め、水戸らしい景観づくりを推進します。

### 【市民の行動指針】

- ・ 生垣や緑のカーテンの設置など家庭の緑化を行います。
- ・ 地域の花壇設置などに積極的に参加します。
- ・ 住宅の新築や改築の際には、形態や色彩が周辺の景観に調和するよう配慮します。
- ・ 保存指定された樹木等の保存や管理に努めます。(再掲)

### 【事業者の行動指針】

- ・ 事業所敷地内の緑化に努めます。
- ・ 施設の新築や改築の際には、形態や色彩が周辺の景観に調和するよう配慮します。
- ・ 広告物は、形や色彩が周囲の景観を壊さないように配慮します。
- ・ 施設を建設するときは、誰にでも使いやすいデザインになるよう努めます。

## 2 歴史と文化の活用

偕楽園や弘道館などの歴史的資源や有形無形の文化財は、歴史のまち水戸のブランドイメージの向上を図る上では、欠かせない貴重な財産です。そのため、水戸市に残る伝統・文化を将来に引き継いでいくとともに、歴史的資源を活用した景観形成を図ります。

### 【行政の行動指針】

#### ○歴史的資源の保全と活用

主な取組	内容
文化財等の適切な保護、保存、活用	偕楽園、弘道館をはじめとした歴史的資源や伝統的な活動等の文化的資源を引き継いでいくため、文化財等の適切な管理を推進します。また、弘道館を含む水戸城跡の周辺の修景整備や管理等を行います。

主な取組	内容
世界遺産登録に向けた取組の推進	市民の関心と理解を醸成し、郷土の歴史や文化に接する機会の提供とともに、その価値を広く発信するため、近世の教育遺産（弘道館・偕楽園）というテーマのもと、世界遺産登録に向けた取組を進め、全国にその重要性をアピールしていきます。

#### 【市民の行動指針】

- ・ 郷土の歴史を学ぶ学習会や伝統行事に積極的に参加し、歴史や文化を学びます。
- ・ 地域の伝統や風習、生活の知恵を将来の世代に引き継ぎます。

#### 【事業者の行動指針】

- ・ 事業活動に当たっては、埋蔵文化財等の保護に努めます。
- ・ 歴史的風致に配慮した建築、屋外広告物の設置に努めます。

## 水戸市の天然記念物

水戸市では、国指定、市指定をあわせて9つの天然記念物が指定されています。

天然記念物は、文化財の中でも、日本や水戸市の自然を記念するもので、生息地や渡来地等を含めた動物、植物、地質鉱物が指定されます。

水戸市の天然記念物の中で最も早くに指定されたものは国指定天然記念物である「白旗山八幡宮のオハツキイチョウ」で、八幡町の水戸八幡宮内に植えられています。樹齢400～600年、樹高35m、幹周り9.5mという巨木で、まれに葉の先に実をつけることからこの名が付けました。

そのほか、市指定の天然記念物として、備前町南側の洞窟内の「光藻」や、県内最大級のかたくりの群生地である有賀町の「かたくりの里」、「水戸城跡の大シイ」など8つが指定されています。



オハツキイチョウ



光藻

## 3 清潔で、快適な暮らしの維持

たばこのポイ捨て、飼い犬によるふん害などにより、まちの景観の保全や美観が失われていることから、市民が快適な暮らしを営むためには、市民や事業者一人一人の美化意識やマナーの向上が不可欠です。市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を果たし、清潔で、快適な暮らしを維持できるよう意識啓発などを進めます。

## 【行政の行動指針】

### ○環境美化活動の推進

主な取組	内容
身近なまちの美化	空き缶やたばこの吸殻などのポイ捨てや、飼い犬のふんの放置を防止するため、定期的に巡回指導を行うほか、看板や広報紙、チラシなどを通じてモラルやマナーの向上のための意識啓発を行います。
安心で快適なまちの維持	管理不良状態の空き家、空き地については、まちの美観、衛生、防犯、防災上の問題があることから、適正に管理するよう指導を行います。また、歩行の妨げになる放置自転車に対しても、撤去及び指導を行います。
地域による美化活動の支援	中心市街地などの通りを花で飾り、まち歩きが楽しめる環境をつくる「はなふるたうん事業」や、地域のコミュニティ活動による「花壇コンクール」などにより、地域の美化活動を促進します。

## 【市民の行動指針】

- ・ 自らが暮らすまちという意識を持ち、空き缶等のポイ捨てをしません。
- ・ 周りの人の迷惑や安全に配慮し、灰皿のあるところで喫煙します。
- ・ 飼い犬の散歩の際は、飼い主の責任を自覚し、必ずフンを持ち帰ります。
- ・ 所有する空き地や空き家は、雑草が伸び荒れた状態にならないよう適正に管理します。
- ・ 自転車の放置は、歩行者や緊急車両等の通行の妨げとなることから、定められた場所に駐輪します。

## 【事業者の行動指針】

- ・ 施設を建てる際には、周囲の建物への日照や電波の影響について配慮します。
- ・ チラシなどを配布するときは許可を受け、配布後には散乱していないか確認します。
- ・ 清掃など、地域の美化活動を積極的に実施します。
- ・ 事業用地等の適正な管理を行います。

## 環境指標

指標	目指す方向性	現状	目標
		2012（平成24）年度	2023（平成35）年度
都市景観重点地区指定（総数）	増加	1 地区	3 地区
補助制度により整備された生垣の延長	増加	9,913 m	14,000 m
まちなみや景観などの整備に満足している市民の割合（市民アンケート）	増加	26.3 %	50 %

住みやすい環境には、市民のコミュニティ活動やボランティア活動など、人のふれあいや思いやりが大切です。また、環境保全の大切さを理解し、実践することは、自らが将来豊かな環境からの恩恵を受けるためにも必要となることから、市民の環境活動と環境教育の充実を図ります。

### 課題

住みやすい環境を構築していくためには、行政の取組だけではなく、市民自らが生活の質の向上のため、コミュニティ活動やボランティア活動に積極的に参画していくことが必要です。

本市では、市民と行政とが、目的や課題を共有し、役割分担のもと連携協力して取り組む「協働」を進めており、環境の分野においても、一層推進していく必要があります。

しかし、市民意識調査の結果からは、環境保全に取り組むに当たっての問題点として、情報不足による活動への参加機会の少なさと、取組の認知度の低さが明らかになりました。

環境保全活動の輪を広げていくためには、環境情報を収集するとともに、情報提供の方法や内容を充実させ、市民が活動に取り組みやすい環境をつくることや、環境教育を充実させ、意識を啓発していくことが重要です。

## 1 市民・事業者との協働による環境保全

環境保全に参加する人が増え、活動が活発化するよう意識の啓発や活動への支援など、自主的な取組がしやすい環境づくりを進めるとともに、協働で取り組むためのしくみづくりを進めます。

### 【行政の行動指針】

#### ○環境保全活動の啓発

主な取組	内容
環境イベントによる意識の醸成	市民団体や事業者、行政などの環境保全活動を紹介する「環境フェスタ」を開催するとともに、「いばらき都市緑化フェスティバル」などの実施により、意識の醸成を図ります。
環境保全活動への参加の促進	市民・事業者の自主的かつ積極的な環境保全活動の促進に向けて、広報紙やホームページをはじめ様々な媒体により、保全活動に役立つ情報などを提供します。

## ○市民・事業者・行政の連携の推進

主な取組	内容
協働による環境保全の推進	市民団体や事業者との協働による環境保全に向けた体制づくりを進めるとともに、情報共有や意見交換の機会の創出を図り、その連携を深めます。
事業者の環境配慮行動の促進	事業者が低公害型設備や環境保全に資する設備を導入するよう、ホームページなどを通して技術的な情報や制度の周知を図ります。

### 【市民の行動指針】

- ・市内で行われる様々な環境保全活動に積極的に参加します。
- ・行政が発信する環境に関する情報を有効に活用します。
- ・行政や事業者と協力して、環境保全活動を行います。
- ・市民団体においては、環境イベント等を通して、市民の環境意識の醸成に努めます。

### 【事業者の行動指針】

- ・行政が発信する環境に関する情報を有効に活用します。
- ・低公害型の設備を導入するなど、環境に配慮した事業活動を行います。
- ・環境保全団体や地域が行う保全活動へ支援・協力します。
- ・環境に関するイベントに参加するなど、情報の発信に努めます。

## 環境フェスタ

事業者・環境保全団体・消費者団体及び行政が連携し、地球環境を考え、市民の皆さんに環境保全の大切さを伝えることを目的として開催している環境イベントです。

従来は、環境・ごみの減量・消費生活に関するイベントを個別に開催していましたが、より魅力の高いものとするため、3つを統合し、水戸市環境フェスタとして実施しています。

このイベントは、市民団体の日頃の活動の成果をアピールする場でもあることから、継続的に開催することにより団体を育て、協働を深めることを目指しています。

水戸市環境フェスタ 2012 では次のような内容が行われました。

- ・事業者による先端技術及び環境への取組の紹介
- ・ポスターコンクール及び集団資源物回収優良団体の表彰
- ・廃材によるエコ小物づくりや携帯型実体顕微鏡による昆虫植物観察、EMボカシづくりなどの体験コーナー
- ・フリーマーケットや古本市



## 2 環境教育による地域づくり・人づくり

長期的に環境を保全していくためには、市民や事業者の間に環境についての知識や理解が深まり、主体的に保全活動が行われる必要があります。環境を大切にする地域や人の育成を進めていくために、様々な場所や機会を通して、環境教育を推進していきます。

### 【行政の行動指針】

#### ○環境情報の広報活動の充実

主な取組	内容
環境情報の集約と発信	環境の基礎的情報や、団体等の活動情報などについて、国や県、各種団体と連携して収集・集約するとともに、市民に分かりやすく発信します。 また、省エネや動植物の保護、近隣公害の防止など、環境保全に役立つ暮らしの情報を周知・提供します。

#### ○環境教育の充実

主な取組	内容
学校教育における環境教育の推進	小中学校等における環境教育を体系的に推進するため、教材を作成・配布するほか、学校向け講座等を実施します。
生涯学習における環境教育の推進	自然に関する資料の収集、調査研究等を行っている市立博物館等との連携を強化するとともに、市民センターなどで開催されている講座や森林公園などの自然体験エリアを積極的に活用していきます。
環境教育や環境学習を推進する人材の確保と支援	環境教育等を推進する人材として環境カウンセラー等を活用するとともに、茨城生物の会、水戸市環境保全会議等の環境団体、大学等の教育機関とも連携しながら、さらなる人材の確保を図り、その活動を支援します。
環境教育拠点整備の検討	環境教育の拠点として、新規施設や既存施設のスペースの活用を含め、整備を検討します。

### 【市民の行動指針】

- ・ 家族で環境について話し合い、環境への理解を深めます。
- ・ 事業者の環境保全に関する情報などから、事業者の取組に対する理解を深めます。
- ・ 環境イベントや環境学習会など、学校や地域で行われる環境に関する学習機会を活用します。
- ・ 環境教育で得た知識や経験を、地域の環境保全活動に生かします。
- ・ 市民団体においては、勉強会や研修等を行い知識の向上に努めます。

### 【事業者の行動指針】

- ・ 従業員に対する環境教育を実施します。
- ・ 見学の受け入れや各種講座への講師の派遣を通じて、環境教育への支援を行います。
- ・ 環境にやさしい製品の情報や自社の取組など、環境に関する情報を公開・発信します。

## 環境指標

指標	目指す方向性	現状	目標
		2012(平成24)年度	2023(平成35)年度
水戸市ホームページの環境情報のアクセス件数	増加	約 28,000 件	40,000 件
観察会・学習会などへの参加者数(年間)	増加	1,200 人	2,000 人
環境フェスタへの参加者数	増加	6,000 人	10,000 人
環境に関する活動を行う市民団体の数	増加	18 団体	30 団体

### 千波湖環境学習会

水戸市の豊かな水と緑を象徴する千波湖及びその周辺の自然を観察する体験型の環境学習会で、2010(平成22)年6月から毎月1回開催しています。

この学習会は、一般社団法人茨城県環境管理協会との協働により実施しており、学習内容は、千波湖の水質、水生生物、飛来する鳥類、周辺部の植物・昆虫などから、湧水、サケの遡上、地球温暖化まで幅広い中身となっています。

【市の役割】学習会のPRと場所(機会)の提供など環境支援

【協働事業者の役割】環境の各分野の専門家を講師として派遣し、学習会を実施

学習会の対象は、子どもたちですが、付き添いで参加する大人の方にも興味を持ってもらえる内容です。

市民の憩いのスポットである千波湖で、自然の魅力を伝え、この環境を大切に守り育てていきたいと感じてもらえるよう、環境学習会を継続して実施していきます。



